

部局名	財務部	所属名	納税課	所属長名	伊藤 良夫	電 話	483-1151 内線3360
-----	-----	-----	-----	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3069	事務事業名称	市税過誤納還付金						短縮コード	経常		臨時	3069
予算区分	会計	01	一般会計	款	02	総務費	項	01	総務管理費	目	12	諸費	
区 分	☐ 自治事務 ☐ 法定受託事務			根拠法令等		地方税法第17条、地方税法及び同法施行に関する取扱(道府県税関係)(市町村税関係)第1章第10節43、八千代市財務規則第40条							
☒ その他													
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
昭和25年公布の地方税法第17条の規定により，賦課の修正等で重複納付により超過納付となった納税者に対して，還付手続を行い，過誤納金を還付する。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	06	計画推進のために						
事業区分「その他」のため評価対象外					大項目（節）	01	パートナーシップによる市政運営と市民自治の推進						
					中 項 目	03	市民サービスの向上を図る行財政運営の確立						
					小項目（施策）	02	健全な財政運営の推進						
					細 項 目	01	財源の確保						
				実施計画の計画事業									
計画事業の位置付けの有無			☐	計 画 事 業 期 間		～			計 画 事 業 費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	賦課の修正等で重複納付により超過納付となった納税者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成21年度に実際に行ったこと： 1. 課税課においては，修正等申告により課税額が決定されることにより，過納金が生じる。 2. 納税者の重複納付により，誤納金が生じる。 3. 過誤納金について，充当及び返還金の決定をする。 4. 返還金の決定により，郵便若しくは口座振込の方法で還付手続を行う。 5. 平成19年度税制改正による税源移譲に伴い，平成20年度市民税の還付金が増加。							
	※平成22年度に計画していること： 同上							
意図 （何を狙っているのか）	超過納付となった過誤納金を遅滞なく返還する。							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	2 0 年度	2 1 年度		2 2 年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	事業区分「その他」のため評価対象外	なし					
	指標 2							
	指標 3							
活動指標	指標 1	事業区分「その他」のため評価対象外	なし					
	指標 2							
	指標 3							
成果指標	指標 1	事業区分「その他」のため評価対象外	なし					
	指標 2							
	指標 3							
上位成果指標	指標 1							
	指標 2							
	指標 3							

コード		3069	事務事業名称	市税過誤納還付金			所属名	納税課
			単位	2 0 年度	2 1 年度		2 2 年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円					
		県	千円					
		地方債	千円					
		一般財源	千円	179, 669	75, 000	122, 589	83, 000	
		その他	千円					
	主な事業費の内訳			市税過誤納還付金 市民税 121, 761千円 法人市民税 42, 558千円 固定資産・都市計画税 16, 297千円 軽自動車税	償還金利子及び割引料 75, 000千円	市税過誤納還付金 市民税 30, 046千円 法人市民税 78, 995千円 固定資産・都市計画税 13, 676千円 軽自動車税	償還金利子及び割引料 83, 000千円	
	人件費 (B)			千円	6, 518. 9	4, 538. 7	7, 036. 3	6, 761. 6
ト ー タ ル コ ス ト (A) + (B)			千円	186, 187. 9	79, 538. 7	129, 625. 3	89, 761. 6	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由				
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている		事業区分「その他」のため評価対象外				
			☐ 結び付くが見直しの余地がある						
			☐ 結びつきが弱い・ない						
			☒ 評価対象外事項						
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		事業区分「その他」のため評価対象外				
			☐ 達成していない						
			☒ 評価対象外事項						
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		事業区分「その他」のため評価対象外				
			☐ 可能性はない						
			☒ 評価対象外事項						
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☐ 現状のままでよい		事業区分「その他」のため評価対象外				
			☐ 見直す必要がある						
☒ 評価対象外事項									
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2、3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある		事業区分「その他」のため評価対象外				
			☐ 効率性向上の可能性はある						
			☐ 両方可能性はある						
			☒ 可能性がない						
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、 具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等						
			☐ 臨時的任用職員等の活用						
			☐ I T 化等の業務プロセスの見直し						
			☐ 受益者負担の見直し						
			☐ 類似事業との統合・役割見直し						
			☐ 上記以外の方法		類似 事務 事業 名称	1		実施主体 （所管部署）	
					2		実施主体 （所管部署）		
	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☐ ある						
			☐ ない						

コード	3069	事務事業名称	市税過誤納還付金			所属名	納税課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続 ☐ 手法プロセスの改革・改善 ☐ 事業規模の拡大・縮小 ☐ 統合・役割見直し ☐ その他			事業区分「その他」のため評価対象外		
		☐ 廃止・休止					
		☐ 事業完了					
		☐ 現状のまま継続					
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			事業区分「その他」のため評価対象外
削 減				不 変	増 加		
成 果		向 上	☐	☐	☐		
		不 変	☐	☐	☐		
		低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など							
事業区分「その他」のため評価対象外							

所属長コメント	事業区分「その他」のため評価対象外						
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続 ☐ 手法プロセスの改革・改善 ☐ 事業規模の拡大・縮小 ☐ 統合・役割見直し ☐ その他		事業区分「その他」のため評価対象外				
	☐ 廃止・休止						
	☐ 事業完了						
	☐ 現状のまま継続						